

アナログ規制の点検・見直し方針

目次

1 はじめに	1
2 点検・見直しの目的	2
3 点検・見直しの位置づけ、推進体制	3
4 点検・見直しの対象範囲	4
5 点検・見直しの進め方	5
6 進行管理・スケジュール.....	8

令和 8 年 5 月

総務政策部企画政策課
政策推進係

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

こうした問題意識から、国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進め、令和6年6月までの集中改革期間において、約96%の見直しが完了している。

本市においても、デジタル化を推進し、市民一人ひとりがデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、国による見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針を策定するものである。

2 点検・見直しの目的

条例等に基づく本市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則(以下、「デジタル原則」という。)」に対する適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、本市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、市民の利便性向上や人手不足の解消につながり、本市の業務において効率化やサービス向上が期待される。

<構造改革のためのデジタル原則>

原 則	内 容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI※1・UX※2を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 ※1 UI(ユーザーインターフェイス)…ユーザーがWebサービスやアプリなどで直接触れる「画面や操作要素」のこと。 ※2 UX(ユーザーエクスペリエンス)…ユーザーが製品やサービスを利用することで得られる「体験全体」を意味する。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りや独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

【参考:構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会(令和5年10月6日廃止)において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

(1)位置づけ

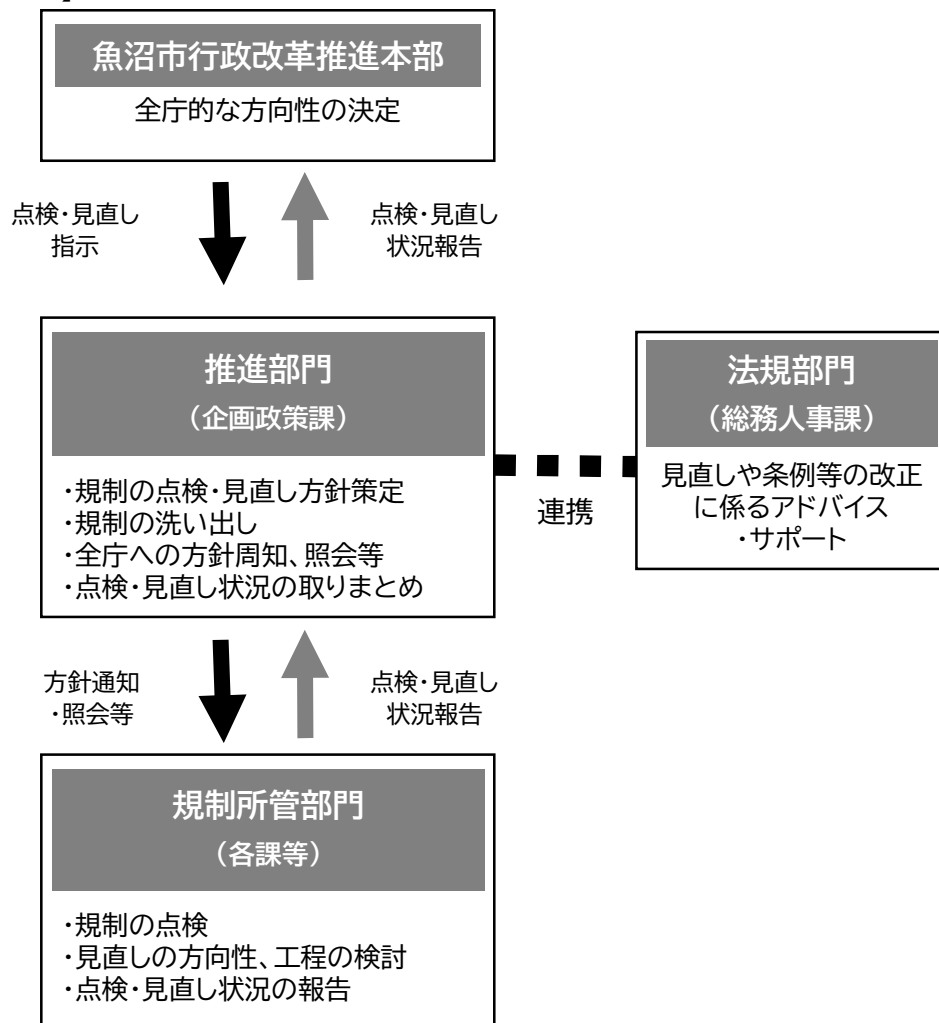
アナログ規制の点検・見直しは、「第4次魚沼市行政改革大綱」の推進計画として定める、「魚沼市デジタル・トランスフォーメーション推進方針」の「デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し」により取り組むものである。

(2)推進体制

DX推進体制である魚沼市行政改革推進本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。

企画政策課が推進部門となり、法規部門である総務人事課と連携しながら点検・見直しのとりまとめ等を行う。各課等は、規制を所管する部門として、規制の洗い出し結果に基づき、見直しの要否の検討を進めていく。

【推進体制イメージ】



4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領)を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目とフロッピーディスク等(以下、FD等という。)の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。

【代表的なアナログ規制である7項目】

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まる(=特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。)ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定】

規制項目	規制の内容
FD等の記録媒体を指定する規制	申請等の手続きや文書の作成・保存等において、フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別(特定)の記録媒体の使用を定めている規制

【参考:代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会において、アナログ規制の見直し方針(デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会))の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方

(1) 対象となる規制の洗い出し

推進部門

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制(代表的な7項目に該当する規制、FD等の記録媒体を指定する規制等)をデジタル庁が提供する点検ツールを活用し、洗い出しを行い、「見直し・点検リスト」にリストアップする。

【参考】洗い出しを行うための検索キーワード例

規制項目	キーワード例
目視規制	・目視 and(検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察) ・実地 and(検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会) ・現地 and(検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会) ・訪問 and(検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会) ・立ち入り and(検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取) ・巡視・見張
実地監査規制	・監査 and(実地 or 現地 or 現場 等)
定期検査・点検規制	・定期 and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査 or モニタリング)
常駐・専任規制	・常駐・常時・常勤・配置・実地・現地・その場で ・駐在・在所・置かなければならない ・専任・専ら・専属・兼務・兼任・選任しなければならない ・ごとに and(選任 or 置<or 配置)
対面講習規制	・講習・研修・講座
書面掲示規制	・掲示・掲げ(※) ※「次に掲げ」「以下に掲げ」「条に掲げ」「項に掲げ」「号に掲げ」「までに掲げ」などを除外条件とすることで、当該法令等における形式的な表現を指しているものを除外
往訪問覧・縦覧規制	・閲覧・縦覧

(2) 規制根拠の分類

規制所管部門

洗い出しを行った規制について、当該規制がどのような根拠に基づき規定されているのかを確認し分類する。

【分類Ⅰ】 上位法令等による強い拘束を受ける規制

(例)「従うべき基準」として条例等の内容が拘束される場合

【分類Ⅱ】 上位法令等の枠内で本市に一定の裁量がある規制

(例)「標準」や「参酌すべき基準」

【分類Ⅲ】 本市が独自に定める規制

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

(3) 規制のフェーズ区分

規制所管部門

規制根拠の分類後、それぞれのデジタル化の進捗度合いを国の基準に準じて3つの段階(フェーズ、PHASE)に区分する。

【フェーズの区分の必要性】

デジタル技術によるデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

また、フェーズを整理することで、規制の見直し前の状況と見直し後の状況の把握ができ、「現在地点」と「目的地点」に係る共通認識を組織内で持つことができる。

規制区分	PHASE 1 (アナログ規制存置)	PHASE 2 (技術活用・過渡期)	PHASE 3 (デジタル完結・撤廃)
共通整理	【アナログ義務・代替手段不明確】	【情報収集の遠隔化・人による評価】	【情報判断の自動化・無人化】
①目視 ②実地監査	- 法令等で「目視」「巡視」「見張り配置」等を規定 - 法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確	- ドローン、カメラ、センサ等による情報収集の遠隔化 - 最終判断・評価は人が実施	- AI等による判断の精緻化 - 人の介入を要さない自動化・無人化
共通整理	【アナログ規制存置】	【デジタル技術の許容】	【規制の全部撤廃】
③定期検査・点検	定期的な検査や人の常駐・専任を法令等で義務付け	遠隔管理・点検を許容	常時監視等による定期概念の撤廃
④常駐専任		IoT、常時監視等の活用を許容	常駐・専任義務の撤廃
共通整理	【アナログ規制存置】	【デジタル技術の許容】	【デジタル完結】
⑤対面講習	- 対面での講習受講を規定 - デジタル手段の可否が不明確	- オンライン講習を可とする - 受講申込のオンライン化 - 受講票・修了証のデジタル発行	申込から受講、修了証発行までのデジタル完結を基本とする
⑥書面掲示	書面の物理的掲示、現地往訪を義務付け	アナログ手段に加えて、デジタル・オンライン手段の併用を許容	掲示等のデジタル完結を基本とする
⑦往訪問覧・縦覧規制		- 閲覧情報のデジタル化を可とする - 申請等のオンライン手続を可とする - インターネット閲覧を可とする	- 申請・閲覧等のデジタル完結を基本とする - 縦覧等のデジタル完結を基本とする

(4) 見直しの方向性の検討

規制所管部門

以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を検討し、点検・見直しリストとしてまとめる。

方向性は、大きく「要見直し」、「見直し不要」、「見直し否」、「継続検討」の4つ区分に分ける。

方向性区分	内容
要見直し	○ a-1「要見直し」(例規の改正): 条例や規則等の文言を改正することにより、アナログ規制を見直すもの ○ a-2「要見直し」(通知の発出等): 例規の改正を要せず、関連する通知・通達の発出やガイドラインの改定による解釈の明確化によりアナログ規制を見直すもの ○ a-3「要見直し」(運用の見直し): 例規の改正を要せず、規制所管部門における実務上の運用変更により、アナログ規制を見直すもの
見直し不要	○ b-1「見直し不要」(既に運用まで変更済み): 規定上デジタル技術の活用が可能であり、既にデジタル技術を活用する運用に変更済みのもの。 ○ b-2「見直し不要」(直ちには運用の変更は困難): 規定上デジタル技術の活用が可能であるが、デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なもの。
見直し否	○ c-1「見直し否」(アナログ的な手段に限定することが適当): 現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないものや、対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点では、アナログ的な手段で行うことが適当と考えられるもの。 ○ c-2「見直し否」(活用可能な技術が現時点で不存在): アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しないと考えられるもの。
継続検討	○ d「継続検討」: 主に分類Ⅰについて、国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視すべきもの等

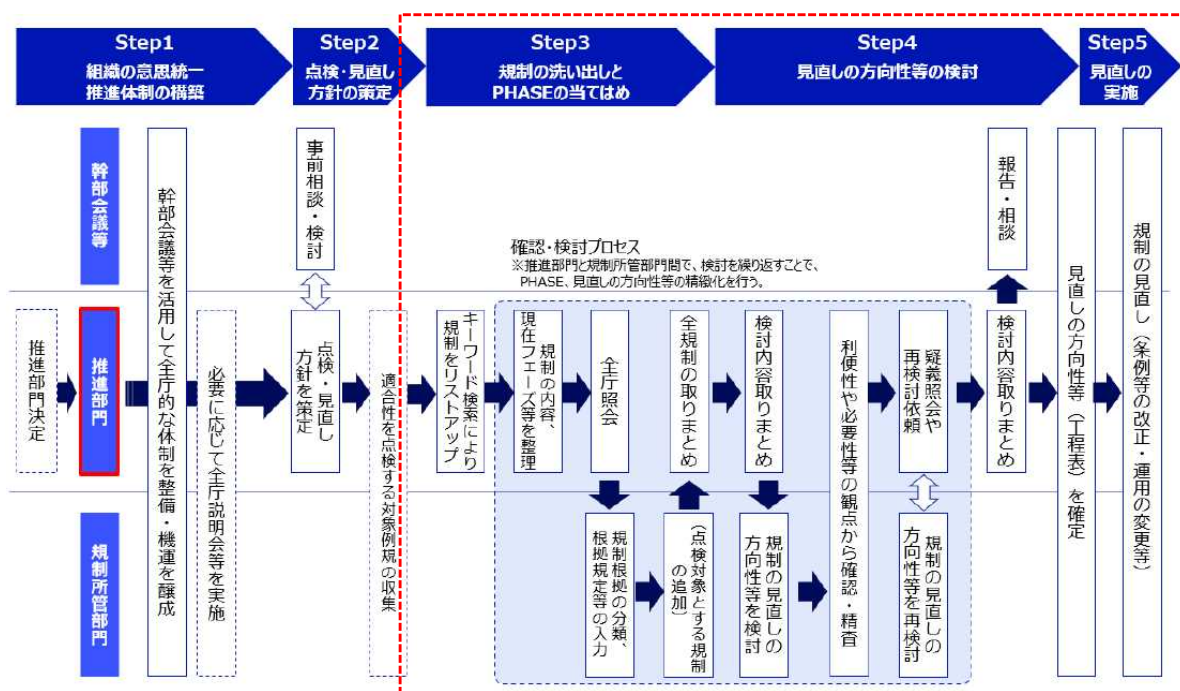
(5) 規制の見直しの実施

推進部門

規制所管部門

点検・見直しリストに基づき、条例等の改正を含む見直しを実施する。

【参考 1】点検・見直しプロセスのイメージ(赤点線囲み部分)



【参考2】点検・見直しリストのイメージ

[illegible]

点検・見直しには、生成 AI を活用し、「洗い出し結果」から「見直しの方向性」までをリスト化した状態で規制所管部門へ確認作業依頼を予定し、職員の作業負担軽減や効率化を図ります。



6 進行管理・スケジュール

(1) 点検・見直しリストの作成

令和8年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の点検・見直しリストを作成する。

(2) 各部課等における進行管理

各課等は、上記(1)点検・見直しリストに沿って、計画的に見直しを実施できるよう、所属長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、行政改革推進本部において、定期的に進捗管理を行う。

推進部門
規制所管部門

(4) スケジュール

項目	実施時期	令和7年度			令和8年度												令和9年度		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1 個別型支援応募・選定		応募	決定																
2 デジタル庁MTG	定例月1回程度																		
3 組織の意思統一・推進体制の構築 点検・見直し方針の決定 (step1、2)																			
(1) 点検・見直し方針の策定	令和8年5月																		
(2) 行政改革推進本部	令和8年5月、令和9年2月、随時																		
(3) 庁内周知(庁議)	令和8年6月																		
(4) 職員向け説明会	令和8年7月上旬																		
4 規制の洗い出し(step3)	令和8年6月～8月																		
5 規制根拠の分類・フェーズの当てはめ (step3)																			
(1) 職員向け説明会	令和8年9月																		
(2) 規制根拠の分類	令和8年9月～10月																		
(3) フェーズの当てはめ	令和8年9月～11月																		
6 見直しの方向性等の検討(step4)	令和8年10月～12月																		
7 検討結果取りまとめ(step4)	令和9年1月～2月																		
8 見直しの実施(step5)																			
(1) 運用の変更(例規等の改正を要しない)	令和9年4月																		
(2) 例規等の改正	令和9年6月																		

<アナログ規制の点検・見直し手順例>

Step 1	Step 2	Step 3	Step 4	Step 5
組織の意思統一・推進体制の構築 - 規制の点検・見直しの推進には、庁内全体の意思統一や前向きな協力の醸成が重要。 - 点検・見直し方針の策定や規制所管部門等との調整を行う推進部門を指定し、幹部も巻き込みながら全庁的な協力体制を構築。 - 初期段階から法規部門との連携・協力体制を構築することも効果的。	点検・見直し方針の策定 - 国の取組や規制所管部門の意見を踏まえ、推進部門において点検・見直し方針を策定。 <点検・見直し方針の事例> - 目的・趣旨 - 推進体制 - デジタル原則への適合性を点検する条例等の範囲 - スケジュール - 推進部門と規制所管部門の役割分担 など	規制の洗い出しとPHASEの当てはめ - 推進部門は、キーワード検索による規制の洗い出しを実施してリストアップし、規制所管部門に照会。丁寧に説明を行いながら取組を推進。 - 規制所管部門は、現在PHASE、規制根拠の分類等を入力し、推進部門へ回答。 - 推進部門は、規制所管部門の回答を取りまとめ、一覧化。	見直しの方向性等の検討 - 推進部門と規制所管部門の連携の下、見直し後のPHASEや見直しの方向性(条文改正、運用変更等)、見直し完了時期を検討。 - 推進部門は、必要に応じてヒアリング等を行いながら内容を精査し、見直しの方向性等を確定。 - 確定した見直しの方向性等は工程表等の形で取りまとめ、必要に応じて各団体のHP等で公表。	見直しの実施 - 規制所管部門は、見直しを要する規制について、確定した見直しの方向性に基づき、条例等の条文改正、運用変更等の必要な見直しを行う。 - 推進部門は、定期的に見直し状況のフォローアップを行うなど必要な進捗管理を実施。